

■ 食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成22年度実績）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳

平成22年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量は、20,860千tとなった。
これを業種別にみると、食品製造業が17,152千tともっとも多く、次いで外食産業が2,292千t、食品小売業が1,192千t、食品卸売業が223千tとなった。
食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量の内訳は、再生利用の実施量が14,191千t（68%）ともっとも多く、次いで廃棄物としての処分量が3,550千t（17%）、減量した量が2,117千t（10%）、熱回収の実施量が487千t（2%）となっている。
再生利用率等実施率については、食品製造業が94%ともっとも高く、次いで食品卸売業が53%、食品小売業が37%、外食産業が17%となっている。

年度：平成22年度実績

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間総発生量に占める割合である。

区分	食品廃棄物等の年間総発生量						発生抑制 の実施量 千 t	再生利用 等実施率 %
	計 千 t (100)	再生利用 の実施量 千 t (68)	熱回収 の実施量 千 t (2)	減量した 量 千 t (10)	再生利 用以外 千 t (2)	廃棄物とし ての処分量 千 t (17)		
食品産業計	20,860	14,191	487	2,117	515	3,550	2,023	82
食品製造業	17,152	13,470	486	2,054	468	674	1,797	94
畜産食料品製造業	1,380	1,211	6	46	25	93	125	92
水産食料品製造業	904	631	0	78	151	44	68	80
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	236	170	0	19	4	42	44	83
調味料製造業	316	232	15	17	22	31	44	85
糖類製造業	1,978	553	336	1,068	20	1	408	98
精穀・製粉業	2,212	2,125	0	0	71	17	76	96
パン・菓子製造業	493	418	3	22	7	42	66	91
動植物油脂製造業	3,582	3,502	1	6	37	35	426	98
その他の食料品製造業	2,925	2,280	5	289	60	292	204	89
清涼飲料製造業	833	618	1	130	60	25	183	92
酒類製造業	2,130	1,700	48	323	11	48	150	97
茶・コーヒー製造業	163	31	71	57	1	4	3	95
食品卸売業	223	105	0	2	10	106	21	53
農畜産物・水産物卸売業	176	93	—	2	8	73	12	57
食料・飲料卸売業	48	12	0	0	2	33	10	39
食品小売業	1,192	375	1	6	13	797	100	37
各種食料品小売業	866	289	0	4	4	569	90	40
野菜・果実小売業	22	3	—	0	—	18	0	16
食肉小売業	23	8	—	0	1	14	0	36
鮮魚小売業	43	16	—	0	4	22	2	42
酒小売業	1	0	—	—	—	1	—	15
菓子・パン小売業	29	4	0	0	0	24	1	17
その他の飲食料品小売業	209	54	0	2	5	149	7	29
外食産業	2,292	241	0	55	23	1,973	104	17
沿海旅客海運業	13	1	—	0	—	12	—	8
内陸水運業	6	—	—	—	—	6	—	0
宿泊業	250	30	—	4	1	216	6	15
飲食店	1,830	175	0	46	20	1,589	82	16
持ち帰り・配達飲食サービス業	181	33	—	4	2	141	13	26
結婚式場業	13	3	—	0	0	10	2	35

注：平成22年度実績は、農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果（平成22年度）」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの（例400t→0千t）である。

「—」とは、事実のないものである。

2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成22年度の食品産業全体の再生利用の実施量は、14,707千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が13,938千tと最も多く、次いで食品小売業が388千t、
 外食産業が265千t、食品卸売業が116千tとなった。

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が10,708千t
 (75%)と最も多く、次いで肥料が2,449千t(17%)、メタンが543千t(4%)、油脂及び油脂製
 品が443千t(3%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が41千t、エタノールが7千tとなった。

年度 平成22年度実績

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に占める割合である。

区 分	再生利 用の実 施量	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他 (再生利 用以外)
		小計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール	
	千 t	千 t (100)	千 t (17)	千 t (75)	千 t (4)	千 t (3)	千 t (0)	千 t (0)	千 t
食品産業計	14,707	14,191	2,449	10,708	543	443	41	7	515
食品製造業	13,938	13,470	2,180	10,419	520	307	37	7	468
畜産食料品製造業	1,236	1,211	243	804	11	140	12	0	25
水産食料品製造業	781	631	137	480	0	14	1	—	151
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	174	170	83	83	4	—	—	—	4
調味料製造業	254	232	87	137	2	3	3	—	22
糖類製造業	573	553	107	439	—	—	1	5	20
精穀・製粉業	2,196	2,125	46	2,049	0	30	—	—	71
パン・菓子製造業	425	418	59	341	9	6	4	0	7
動植物油脂製造業	3,539	3,502	192	3,234	0	77	0	—	37
その他の食料品製造業	2,340	2,280	540	1,668	31	37	3	1	60
清涼飲料製造業	678	618	484	90	35	0	9	—	60
酒類製造業	1,711	1,700	175	1,093	428	1	3	1	11
茶・コーヒー製造業	31	31	28	1	0	—	2	—	1
食品卸売業	116	105	50	38	1	17	0	—	10
農畜産物・水産物卸売業	101	93	44	32	0	17	—	—	8
食料・飲料卸売業	14	12	6	5	1	0	0	—	2
食品小売業	388	375	121	173	14	64	2	0	13
各種食料品小売業	292	289	103	135	12	36	2	0	4
野菜・果実小売業	3	3	3	0	—	—	—	—	—
食肉小売業	9	8	0	1	—	7	0	—	1
鮮魚小売業	20	16	3	12	0	1	—	—	4
酒小売業	0	0	0	—	—	—	—	—	—
菓子・パン小売業	4	4	0	3	0	0	0	—	0
その他の飲食料品小売業	59	54	11	22	2	20	0	—	5
外食産業	265	241	98	79	7	55	2	0	23
沿海旅客海運業	1	1	0	1	—	—	—	—	—
内陸水運業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	30	30	13	12	1	3	1	0	1
飲食店	195	175	64	56	6	47	1	0	20
持ち帰り・配達飲食サービス業	35	33	19	9	0	4	—	0	2
結婚式場業	3	3	2	1	0	0	—	0	0

注：平成22年度実績は、農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成22年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に
 基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの(例400t→0千t)である。

「—」とは、事実のないものである。